

東京都代表選手行動規範

公益財団法人東京都水泳協会

【行動規範の目的・趣旨】

東京都代表選手が、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、水泳スポーツの向上と発展に貢献するために、東京都の競技者の代表としての誇りと自覚と責任を持った言動がとれるよう、本規範を制定する。

遠征・合宿・練習会などの事業は、各選手が競技力向上を目的として集まり、競技会への出場や練習を行い、生活を共にする場である。これら事業を有意義なものとして円滑に行うためには、参加選手全員が集団生活に必要な最低限のルールを守らなくてはならない。また、競技力向上を目指す選手として相応しい態度や行動をとらなくてはならない。

【行動規範】

東京都代表選手及びその保護者（未成年選手のみ）は、以下の内容をよく理解した上で、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 社会の一員であることを常に自覚し、法令や競技団体の定める諸規則を遵守すること。また、東京都を代表する選手であることを自覚し、その名誉と信用を損なう行為や、スポーツマンシップに反する言動をしないこと。
2. 遠征・合宿・練習会の開催期間（集合時・移動時含む）の服装は、スポーツマンらしく清楚であること。また、東京都水泳協会からの指示があったときは、指定の衣服等を着用すること。
3. 刺青（タトゥーなど）は禁止する。
4. スマートフォン・携帯電話機器、その他通信機器等の使用方法是、事業毎に東京都水泳協会の指示に従うこととする。
5. 事業の期間中は、20歳以上であっても、飲酒、喫煙は禁止する。
6. 宿泊所および施設内からの無断外出を禁止する。
7. 消灯時間後の部屋からの外出を禁止する。
8. 防犯の観点より、緊急事態を除き、異性の部屋への立ち入りを禁止する。チームとしての交流は共有スペースで行うこと。
9. ソーシャルメディアに関する事項
 - (1)個人・団体を誹謗中傷する書き込みを禁止する。閲覧制限のある場合も含む
 - (2)東京都水泳協会及び本行事の名誉を傷つけるような行為を禁止する。
 - (3)その他、事業責任者の指示に従うこと。
10. その他、東京都水泳協会が定めた注意事項・約束事項を厳守すること。ただし、やむを得ない事情により以上の項目に抵触する場合には、事前に東京都水泳協会に相談の上で承諾を得ること。
11. 禁止・制約事項を他者に強要しないこと。
12. 個人の故意または過失により、物品や施設に破損が生じた場合、その賠償は当事者本人が責任を負うこととする。

【違反選手に対する処分】

東京都代表選手行動規範に違反したと認められた者は、東京都水泳協会の判断により、下記の処分を科す場合がある。

- (1)遠征・合宿・練習会の参加を停止し、直ちに帰宅させる。
- (2)東京都が選考する遠征・国体などの代表権利の剥奪。
- (3)その他、違反の程度により東京都水泳協会が決定した処分。

【附則】

- 1 本規範は、平成28年6月1日より施行する
- 2 本規範は、令和元年7月1日より一部改定施行する

公益財団法人東京都水泳協会

会長 上野 広治 殿

参加承諾書（誓約書）

東京都代表選手として、行事（遠征・合宿・練習会）へ参加するにあたり、
東京都代表選手行動規範の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

参加選手名 _____

所属学校名 _____ 所属チーム名 _____

上記選手が行事（遠征・合宿・練習会）へ参加することを承諾します。

保護者氏名 _____ 印 _____

（選手が未成年の場合のみ）